

求人番号

受付年月日 平成30年11月12日 紹介期限日 平成31年1月31日

事業所番号 (静)

就業地住所

職業分類 145-01

求人票 (フルタイム)

40190-7650281

公開希望	求人情報提供
公開区分	
識別欄	256

4019-617-4

地方自治体のみ可

福岡県福岡市西区

産業分類 831 病院

1 求人事業所名

3 労働条件等

4 会社の情報

イリョウホウジン ワジンカイ フクオカ ワジンカイ ビョウイン
医療法人 和仁会 福岡和仁会病院

a+b 154,200円 ~ 202,800円

従業員数	企業全体 800人	創業者	昭和48年
	就業場所 250人	資本金	
	(うち女性 190人)	労働組合	なし
	(うちパート 35人)		

〒819-0055
 福岡県福岡市西区生の松原1丁目33-18

a 基本給 (月額換算・月平均労働日数 22.1日)
 142,200円 ~ 182,800円

事業内容
 病院 (内科・外科・脳神経外科・消化器科・整形外科・リハビリテーション科・人工透析内科)
 疾病予防施設併設

ホームページ [http://fukuoka-wajinkai-hp.or.jp/]
 Eメール []

b 定額的に支払われる手当	c その他の手当等付記事項
職務手当 7,000円 ~ 15,000円	
地域手当 5,000円 ~ 5,000円	
手当 円 ~ 円	
手当 円 ~ 円	

会社の特長
 高齢者医療、スポーツ整形、スポーツリハビリ、疾病予防、透析等
 地域密着の医療を目指しています。スタッフ間の交流を大切にし、
 教育にも力を入れています。

就業場所
 転勤の可能性なし
 〒819-0055
 福岡県福岡市西区生の松原1-33-1
 「和仁会病院 西館」

賃金形態	月給	円 ~ 円
	その他の場合	[]

代表者名
 理事長 臼井 和裕 法人番号 3310005001364
 定年制あり 一律60歳 勤務延長なし
 再雇用あり 65歳まで

2 仕事の内容等

賃金締切日	毎月20日	賃金支払日	毎月25日 (当月払い)
-------	-------	-------	--------------

入居可能住宅
 単身用あり
 世帯用あり

職種
 トレーナー (メディカルフィットネス)

通勤手当	実費 (上限あり) マイクー通勤	駐車場自己負担	1,500円/月
	毎月18,500円まで	可	

利用可能
 託児施設 なし

仕事の内容
 < 急募 >
 ・運動療法部門での運動指導及び管理業務 (メディカルフィットネスセンター和仁会)
 ・運動処方箋によるプログラムの作成、実施 (ジム、スタジオ、プール)
 *高齢者 (70代メイン) 主体の会員層

昇給 (実績)	あり (ベースアップ込みの前年度実績 月あたり) 500円 ~ 2,000円/月 又は % ~ %
---------	--

育児休業 あり 介護休業 あり 看護休暇 あり
 取得実績 取得実績 取得実績 なし
 年間休日数 99日 就業規則 あり

雇用形態
 正社員 雇用期間 雇用期間の定めなし

賞与 (実績)	あり (前年度実績) 年2回 計4.20月分 又は 万円 ~ 万円
---------	-----------------------------------

5 選考等

学歴
 不問 履修科目

変形 (1年単位) 就業時間に関する特記事項
 (1) 08:30 ~ 17:00
 (2) 09:30 ~ 18:00
 (3) ~
 又は ~ の間の時間
 時間外なし 月平均 時間 休憩時間 60分

採用人数	1人	選考方法	面接 書類選考 筆記試験	日	随時
------	----	------	--------------	---	----

必要な経験等
 不問 経験あれば尚可

休日 日他 その他の場合
 週休二日制 その他 シフト制による
 年末年始休み (12/29~1/3)
 6ヶ月超過後の年次有給休暇日数 10日

応募書類
 ハローワーク紹介状 履歴書 (写真貼付)
~~職務経歴書~~ 選考後は返却

必要な免許・資格
 健康運動指導士又は健康運動実践指導者

求人情報特記事項
 *欠員による募集
 *久しぶりの正社員求人です。
 *平成29年11月リニューアルオープン。
 新しい施設で働いてみませんか?

選考結果
 7日後 通知方法 郵送 電話

試用期間
 あり 労働条件 3ヶ月 変更なし

備考
 ◆面接は隣接の和仁会病院本館で行います。
 (福岡市西区生の松原1-33-18)
 <面接にはハローワークの紹介状が必要です>
 <<ハローワークからのお知らせ>>
 求人票は雇用契約書ではありません。採用時には書面等で
 労働条件を確認してください。(労働基準法第15条)